

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7-037 改0
提出年月日	2020年5月14日

発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領（本文（十一号））

## 1. 概要

本説明書は、設計及び工事の計画に添付書類として要求される「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」（以下「説明書」という。）の作成に当たっての作成要領を示す。

## 2. 基本方針

設計及び工事の計画が、設置変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを設置変更許可申請書との整合性により説明する。

設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文（五号）」（以下「本文（五号）」という。）及び設置変更許可申請書「本文（十一号）」（以下「本文（十一号）」という。）と工事の計画のうち「基本設計方針」，「機器等の仕様に関する記載事項」（以下「要目表」という。）及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）について説明するとともに、設置変更許可申請書「本文（十号）」（以下「本文（十号）」という。）に記載する解析条件についても整合性を説明する。また、設置変更許可申請書「添付書類八」（以下「添付書類八」という。）のうち本文（五号）に係る設備設計を記載している箇所については、本文（五号）の関連情報として記載する【例1】。

本説明書は、本工事計画の申請範囲に対する許可との整合性を示す説明書であるため、申請範囲外に関する設計及び工事の計画は記載しない。

## 3. 説明書の構成

(1) 説明書の基本的な構成は、下記のとおりとする。

「発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書」

- ・表紙
- ・目次
- ・概要
- ・基本方針
- ・記載の基本事項
- ・発電用原子炉の設置の許可との整合性

「発電用原子炉の設置の許可（本文（十一号））との整合性に関する説明書」

・表紙

・目次

・概要

・基本方針

・記載の基本事項

・発電用原子炉の設置の許可との整合性

- (2) 「発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書」内の文書構成は、本文（五号）に記載された順とする【例2】。

また、様式は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書（本文（五号））」、「設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項」、「設計及び工事の計画 該当事項」、「整合性」及び「備考」を記載する。なお、本文（十号）については、「設置変更許可申請書（本文（五号））」内の該当箇所に挿入する【例3】。

「設計及び工事の計画 該当事項」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、該当番号及び表題を記載し、基本設計方針であることも記載する【例4】。

さらに基本設計方針が共通項目の場合にはその旨も記載する【例5】。また、要目表を記載する場合は、施設区分を記載し、要目表であることも記載する【例6】。

本文（五号）と工事の計画との整合性確認については、本文（五号）と同等の「設計及び工事の計画 該当事項」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く【例7】。

また、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「設計及び工事の計画 該当事項」が「設置変更許可申請書（本文（五号））」と整合していることを「整合性」欄に記載する【例8】。

整合性の結果については、「整合性」欄に「設置変更許可申請書（本文（五号））」各項目（イ、ロ、ハ、……）の冒頭で整合結果を総括して記載する【例9】。

本文（十号）との整合性に関する補足説明は、一重枠囲みにより記載する【例10】。

また、本文（五号）との整合性に関する補足説明は、原則として「整合性」欄に記載することとするが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する【例11】。

なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおりとする。

設備の兼用について整合性を説明する場合、「設計及び工事の計画 該当事項」の欄には兼用している設備の主登録先の要目表等を記載し、本文（五号）の兼用記載との整合性を示す【例12】。

その他、以下のとおりに記載する。

- ・基本設計方針又は添付書類八の段落の一部を抜粋する場合、「<中略>」と記載して抜粋であることを明示する【例13】。
- ・説明書中の他の箇所を指す場合は、本文（五号）の項目をアドレスとして表示する【例14】。（例：設置変更許可申請書（本文（五号））「イ. (3)b. (c) 重大事故等対処設備」に示す。）
- ・整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合等は、該当箇所に番号を付記する【例15】。（例：ロ-①）
- ・添付書類八については、「設計及び工事の計画 該当事項」にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する【例16】。

(3) 「発電用原子炉の設置の許可（本文（十一号））との整合性に関する説明書」内の文書構成は、「本文（十一号）」に記載された順とする【例24】。

また、様式は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書（本文（十一号））」、「設計及び工事の計画 該当事項」、「整合性」及び「備考」を記載する。

「設計及び工事の計画 該当事項」に設工認品質管理計画を記載する場合は、章番号及び表題を記載する【例25】。

「本文（十一号）」と設計及び工事の計画との整合性確認については、「設置変更許可申請書（本文（十一号））」と同等の「設計及び工事の計画 該当事項」の記載箇所に破線のアンダーラインを引き、「設計及び工事の計画 該当事項」が「設置変更許可申請書（本文（十一号））」と整合していることを「整合性」欄に記載する【例26】。

整合性の結果については、「整合性」の欄に冒頭で整合結果を総括して記載する【例27】。

#### 4. 添付

発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書（記載例）

発電用原子炉の設置の許可との整合性（記載例）

設置変更許可申請書（本文（十一号））	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>1. 目的            発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>【例 24】            本文(十一号)の順に記載していく。</p> <p>2. 適用範囲            品質管理に関する事項は、柏崎刈羽原子力発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義            品質管理に関する事項における用語の定義は、以下を除き品質管理基準規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設            核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) 組織            当社の品質マネジメントシステムに基づき、原子炉施設を運営管理（運転開始前の管理を含む。）する各部門の総称をいう。</p>	<p>1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム            当社は、原子力発電所の安全原子力発電所設置変更許可申請書のための業務に係る品質管理に必要な安全文化を育成及び維持する施設の設計、工事及び検査段階するための品質マネジメントシステムを構築し、「柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定」に品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）を定めている。            「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。</p> <p>2. 適用範囲・定義            2.1適用範囲            設工認品質管理計画は、柏崎刈羽原子力発電所第7号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。</p> <p>2.2定義            設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。</p> <p>(1) 実用炉規則            実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）をいう。</p> <p>(2) 技術基準規則            実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）をいう。</p> <p>【例 26】            「設置変更許可申請書（本文（十一号）」）と同等の「設計及び工事の計画 該当事項」の記載箇所に破線のアンダーラインを引き、「設計及び工事の計画 該当事項」が「設置変更許可申請書（本文（十一号）」）と整合していることを「整合性」欄に記載する。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（十一号））において、設計及び工事の計画の内容は以下のとおり満足している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画に従い設工認品質管理計画を定めていることから整合している。（以下、設置変更許可申請書（本文（十一号））に対応した設計及び工事の計画での説明がない箇所については、保安規定品質マネジメントシステム計画にて対応していることを以て整合している。）</p> <p>設計及び工事の計画の適用範囲は、設置変更許可申請書（本文（十一号））の適用範囲に示す柏崎刈羽原子力発電所の保安活動に包含されていることから整合している。</p> <p>設計及び工事の計画では、設置変更許可申請書（本文（十一号））に基づき定めている柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の品質マネジメントシステム計画の用語の定義に従っていることから整合している。</p> <p>【例 27】            整合性の結果については、「整合性」の欄に冒頭に整合結果を総括して記載する。</p>	